保有個人情報開示請求書【記載例】

(※令和5年4月より新様式に変更)

別記

第1号様式(第2条関係)

①開示請求をしようとする個人情報を保有している県の機関(山口県知事、山口県 教育委員会など)を記入してください。 ※記入不要

保有個人情報開示請求書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

山口県知事 様

②個人又は法人その他の団体のいずれの立場 でも請求できます。

※法人その他の団体の場合は、住所は「主たる事務所の所在地」を、氏名は「名称及び代表者の氏名」を記入してください。(例:△△株式会社山口支店 支店長○○○○)

郵 便 番 号 000-000

請求者 住所又は居所 OO市OO町O丁目O番O号

氏 名 ○ ○ ○

(電話 000-000局0000番)

下記のとおり保有個人情報の開示を受けたいので、個人情報の保護に関する法律第76条第1項の規定により請求します。

記

令和〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇課で行った〇〇〇に関する私の相談記録 ③開示請求する保有個人情報の内容を具体的に記入してください。 ※請求内容が具体的にわかるように、御自身の何に関する行政文書かをできるだけ具 ※記入しきれない場合は、任意の別紙に内容を記入の上、請求書に添付して提出することも可能です。(その場合は、本欄には「別紙のとおり」と御記入ください。) ※請求する個人情報を保有する所属が判明しており、かつ所属が複数ある場合は、所属ごとに開示請求書を作成してください。 保有個人情報 の内容 □閲覧、聴取又は視聴 4)希望する開示の方法 (実施希望日 にチェックレをしてく ⑤「写しの交付」の希望する場合は、 合わせて「写しの送付の要否」のい ださい。 写しの交付 ずれかにチェックンをしてくださ 求める開示の ☑用紙に複写又は出力したものの交付 ※郵送等による送付を希望する場合 実施の方法 □CD-R に複写したものの交付 は「要」にチェック**√** ※窓口での交付を希望する場合「否」 □その他(具体的に記入すること。) にチェックレ 写しの送付の要否 ☑要 □否 請求者の区分 ☑本人 □法定代理人 □本人の委任による代理人 本人の氏名 代理人の場合 本人の住所又は居所 (電話 番) 局 本人の区分 □未成年者 □成年被後見人 職氏名 連絡先 (電話 局 番)

⑥請求者が「法人その他の団体」の場合であって、代表者以 外に事務担当者がいる場合は、事務担当者の職氏名及び電 話番号を記入してください。

~保有個人情報開示請求後の手続きについて ~

1 保有個人情報の開示は、開示等の決定に日数を要しますので、原則として 請求書の受付と同時には行いません。

請求書の受付日の翌日から起算して **15日以内**に開示・不開示の決定をし、決定通知書を送付します。なお、開示する場合は、当該決定通知書に記載した日時、場所及び方法より実施します。

令和5年4月より開示等の決定期限が変わります

(~R5.3.31) 請求書の受付日から起算して 10日以内 (R5.4.1~) 請求書の受付日の<u>翌日</u>から起算して 15日以内

- ※対象の保有個人情報が大量である等の事情により、決定までの期間を延 長することがあります。
- ※指定された開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ担当課等に御連絡ください。
- ※開示の実施の方法については、決定通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により、内容の変更ができます。
- 2 開示の方法として、写しの交付等を御希望の場合は、コピー代等の**手数 料を負担**していただきます。(手数料の金額は下表)

区分	手数料の額
用紙(A3判以下に限る)に複写又は出力	10円/枚
したものを交付する場合	※カラーは20円/枚
電磁的記録をCD-Rに複写したものを交	40円/枚
付する場合	※CD-R1枚あたり
その他の方法により交付する場合	実費相当額/回

- ※用紙の両面に複写し、又は出力したものを交付する場合は片面を1枚として算定します。
- ※写しの送付を御希望の場合は、コピー代等の手数料に加えて郵送料等の送付費用 を負担していただくことになります。
- ※保有個人情報を開示する場合は、決定通知書に納入通知書を同封してお送りしますので、最寄りの金融機関等で納付していただき、入金を確認後に写しを送付いたします。